

とやま中央会 FAX 情報

2025. 4. 15 発行 №701

「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」 設置のご案内

本会では、中小企業庁、全国中小企業団体中央会と連携し、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を開設しました。米国の輸入自動車に対する 25%の追加関税措置の影響が懸念される中小企業組合、中小企業・小規模事業者のご相談に対応いたします。

1. 受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

2. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会

TEL. 076-424-3686

◇ 富山県商店街DX推進支援事業募集のご案内

富山県では、デジタル地域ポイントやキャッシュレス決済の導入など、商店街のDX化を推進する取組みを支援します。

1. 補助対象者

県内の商店街等組織（事業協同組合、商店街振興組合）、商工団体（商工会議所、商工会）、任意団体 等

※共同店舗は、任意団体として対象となります。

2. 補助対象事業・経費

(1) キャッシュレス決済の導入、Wi-Fi 環境の整備など来街者の利便性向上に向けた環境整備

・補助対象経費

備品購入費、備品購入費、広報費、その他事業

実施上必要と認められる経費

(2) デジタル地域ポイントの導入、商品券の電子化、商店街アプリの開発などデジタル技術を活用した新たな販売機会の創出

・補助対象経費

委託費（開発費）、広報費、研修費、謝金、人件費（補助事業を実施するために臨時的に雇用するものに限る）、その他事業実施上必要と認められる経費

3. 補助率・補助限度額

補助率：補助対象経費の 2/3 以内

補助限度額：100 万円（補助金額に千円未満の端数があるときは切捨て）

4. 応募方法

下記URLより、申請書及び関係書類をダウンロードし、富山県地域産業振興室経営支援課メールにてご提出ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/20250324shoutengaihozyo.html>

5. 募集締切 令和7年12月19日（金）

※予算額に達した時点で終了。

6. 応募・お問い合わせ先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

TEL. 076-444-3253

E-mail: achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

◇「企業と従業員のウェルビーイング創出事業」のご案内

富山県では、働き方改革やDX、女性活躍の取組みを促進するため、業界・経済団体におけるセミナーやワークショップの開催を支援する「企業と従業員のウェルビーイング創出事業」を実施しています。

1. 対象

富山県内の業界団体、経済団体による研修会等
(20名以上を想定)

2. 実施期間

令和7年4月～令和8年3月

3. コース内容

(1) 男性育休の取得推進、男性の家事・育児参画推進コース

育児・介護休業法の改正・施行に伴い、男性の育児休業取得や家事・育児参画を促進する職場環境づくり等を支援

(2) 柔軟な働き方推進コース

長時間労働の是正や多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム、短時間勤務等)ができる環境づくり等を支援

(3) 仕事と介護の両立推進コース

従業員が仕事と介護を両立しながら安心して働くことができる職場環境づくりを支援

4. 講師

申込み業界・経済団体の希望に応じ、県が調整

5. 会場 申込み業界・経済団体が設定

6. 講義時間 1～2時間程度

7. 経費・役割分担

(1) 各業界・経済団体

①会場の確保

②参加者の募集

③当日の進行

④配布資料の印刷

(2) 県

①講師の手配(謝金、旅費は県が負担)

※限度額: 20万円

②講師との調整

8. 申込み方法

原則希望日の2か月前まで、下記URLの専用フォームからお申込みください。

<https://www.pref.toyama.jp/130331/sangyou/roudou/roudoukoyou/well-being.html>

9. お問い合わせ先

富山県働き方改革・女性活躍推進課

TEL. 076-444-3137

◇令和7年度副業・兼業人材活用促進事業費補助金のご案内

富山県では、「副業・兼業人材活用促進事業費補助金」を募集しています。県内の中小企業等が、プロフェッショナル人材を副業・兼業で活用する場合に必要な経費の一部に対し補助金を交付することにより、当該企業の副業・兼業人材との協業を推進します。

1. 補助対象者

富山県内に事業所を有する中小企業、同規模の医療法人、社会福祉法人又は個人事業主等

2. 補助対象経費・補助率・補助限度額

(1) 新規活用コース

①補助対象経費

補助事業者が副業・兼業人材との業務委託契約等締結の際、登録人材紹介会社に支払う経費、補助事業者が副業・兼業人材に支払う報酬、交通費、旅費

※補助事業者につき、副業・兼業人材1名限り

②補助率 補助対象経費の8/10以内

③補助限度額 50万円

(2) 2回目以降活用コース

①補助対象経費

補助事業者が副業・兼業人材との業務委託契約等締結の際、登録人材紹介会社に支払う経費
※補助事業者につき、副業・兼業人材3名限り

②補助率 補助対象経費の1/2以内

③補助限度額

副業・兼業人材1名につき88,000円

3. 申請方法

下記URLより、申請様式をダウンロードし、電子申請、メール、郵送、持参のいずれかの方法にて申請ください。

https://www.pref.toyama.jp/130321/r7_hukugyoukengyouhojyokin.html

4. 申請締切 令和8年3月10日（火）

5. 申請・お問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL. 076-444-8897

E-mail: atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

◇ 令和7年度富山県EV導入支援事業費補助金募集のご案内

富山県では、本県の温室効果ガス排出量の削減を図るため、「富山県EV導入支援事業費補助金」を募集しています。EV（電気自動車）を導入する個人、事業者等を対象に、その導入費用の一部を補助します。

1. 補助対象者

県内の個人（個人事業者を含む）、県内の法人、リース事業者であって、以下の全ての要件に適合する方

（1）補助対象車両の初度登録時及び申請時において、県内に住所、事務所又は事業所を有すること

（2）補助対象車両の初度登録時において、全ての県税に未納がないこと

（3）補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること

2. 補助対象車両

国の「CEV補助金」の補助対象者車両のうち、電気自動車の区分に該当する車両

※対象となる車両の要件は、募集要領に記載の全ての要件に適合する必要があります。

募集要領は下記よりダウンロードが可能です。

<https://www.cev-pc.or.jp/>

3. 補助額 1台につき、定額5万円

4. 申請方法

次のURLより、必要書類をダウンロードし、郵送又はメールにてご提出ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1301/2504evhozyo.html>

5. 申請締切 令和8年1月30日（金）12時

6. 申請・お問い合わせ先

富山県商工労働部成長産業推進室エネルギー政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL. 076-444-9658

E-mail: aseichosangyo@pref.toyama.lg.jp

◇ 特例子会社等設立支援事業費補助金のご案内

富山県では、障害者雇用の促進と安定を図るため、特例子会社を設立する事業主又は特定組合等に対して、設立に要する経費の補助を行っています。

ファーストバンクの各種ローンは

スマホで簡単！Web完結♪24時間申込OK！！

詳しくは富山第一銀行のホームページをご確認ください

・特例子会社制度…障害者雇用の促進と安定を図るため、障害者の雇用において特別の配慮をする子会社の労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できる制度。

・特定組合等制度…障害者の雇用の促進及び安定に関する事業（雇用促進事業）に取り組む事業協同組合等を当該中小企業と合算して障害者の実雇用率を算定できる制度。

1. 概要

(1) 補助対象者

①特例子会社

次のいずれの要件も満たす県内に特例子会社を設立する親事業主

- ・県内に事業所があること
- ・障害者雇用率の算定対象労働者が40.0人（令和8年7月～：37.5人）以上であること

・特例子会社又はその事業所の親事業主等の認定を受けること

②特定組合等

次のいずれの要件も満たす特定事業主と雇用促進事業を実施する事業協同組合等

- ・県内に主たる事務所があること
- ・特定組合等の認定を受けること

(2) 補助率

①特例子会社

対象経費の1/3（1,000円未満切捨て）

次のいずれかに該当する場合は1/2（1,000円未満切捨て）

- ・複数の重度障害者を雇用した親事業主 等
- ・中小企業である親事業主 等

②特定組合等

対象経費の1/2（1,000円未満切捨て）

(3) 補助限度額（特例子会社、特定組合等共通）
300万円

(4) 補助対象経費（特例子会社、特定組合等共通）
設立プラン策定に要する経費、株式会社等の設立に要する経費 等

3. 申請方法

下記URLより、申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1303/sangyou/roudou/shougaisakoyou/tokureikogaishahojokin.html>

4. 申請・お問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課

TEL. 076-444-8897

◇「コシヒカリの5月15日を中心とした田植え」等の推進について

富山県米作改良対策本部では、富山米の品質・食味の向上を図るため、「コシヒカリの5月15日を中心とした田植え」等の推進に取り組んでいます。

皆様のご協力により、令和6年産米の1等比率は一昨年に比べ大幅に回復しました。

令和7年産米においても、富山米の品質・食味の向上を図るとともに、「温暖化に対応した米産地」への転換を一層推進していきたいと考えています。

本県農業は兼業農家が大半を占めていることから、本取組みの推進には企業経営者の皆様方に格段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

新型定期預金
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金